

2023年9月22日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号：3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立ての却下に対する 即時抗告の棄却決定に関するお知らせ

当社は、2023年9月15日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立ての却下に対する株主からの即時抗告に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、基準日後株主に対する議決権付与(以下、「本件議決権付与」という)に関し、当社株主より議決権行使禁止等仮処分命令申立て(以下、「本申立て」という)を受け、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定(以下、「本却下決定」という)を行っておりました。その後、当社株主より、本却下決定を不服として、即時抗告(以下、「本即時抗告」という)の申立てが行われましたが、東京高等裁判所において、本即時抗告を棄却する決定(以下「本棄却決定」といいます。)がなされ、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本棄却決定に至った経緯

2023年9月15日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立ての却下に対する株主からの即時抗告に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本件議決権付与に関し、現経営陣の支配権の維持を目的としており、著しく不公正な方法により行われるものであると主張して、当社に対して本申立てをおこなっておりました。本申立てについては、2023年9月14日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東京地方裁判所は、会社法124条4項の趣旨に照らせば、基準日の制度が専ら会社の事務手続上の便宜を考慮して設けられたものであり、会社において事務手続上の煩雑さをいとわず、基準日後に株式を取得した者に議決権の行使を認めるならば、それを妨げないと解され、基準日後株主の議決権行使は同項に違反するものではないし、議決権付与に係る会社の裁量を逸脱したとして違法とされるものではないとしました。また、本件議決権付与が現経営陣の支配権維持を目的とするものであるとは認められず、基準日後の議決権付与による議決権行使がされても株主総会の決議の方法が著しく不公正になるものとはいえず、取締役による違法な職務執行行為にも当たらないとし、本申立てを却下する旨の決定を行いました。これに対し当社株主は、本却下決定を不服として、東京高等裁判所に対し2023年9月15日付で本即時抗告の申立てを行ないました。当社株主は、本件議決権付与を、資金調達を定時株主総会前に行わなければならないほど切迫した状況になく、他にも資金調達の方法はあったはずだとして、その目的を支配権維持目的であったと改めて主張し、また、支配権維持のために本件議決権付与を行うこ

とは、会社法第 124 条第 4 項の濫用であり、議決権付与に係る会社に委ねられた裁量を逸脱して違法であると主張しておりました。本即時抗告に対し、東京高等裁判所は、(1) 当社の財務状況、事業上リスク等に鑑みれば、本件新株予約権の無償割当てにより、一定の資金調達が見込みがあったことを踏まえても、なお資金調達の必要性があったとし、(2) 会社法第 124 条第 4 項における基準日の制度は、株式会社の事務的・技術的な便宜のためであり、株主総会に基準日より近い時点での株主の意思を反映させようとするのは不当ではなく、第三者割当を引き受けた貸付債権者へ議決権付与に伴い、本件議決権付与を行うことは株主平等原則にかなっている、(3) 本件議決権付与のように、基準日後に新株予約権を行使して株式を取得した者に議決権を付与する場合には、その議決権を行使したものと、市場外取引により株式を取得したものを区別、把握できないことは、一般的に生じるものであり、そのような状況が起きるからといって、株主総会の決議の方法が著しく不公平なものとなるとはいえない、として東京地方裁判所の決定は相当であり、本即時抗告をいずれも棄却することを決定し、当社は、本棄却決定の決定書を受領しました。

2. 本即時抗告をした株主の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | 公益財団法人こどもの未来創造基金 |
| (2) 住所 | 東京都渋谷区神南 1 丁目 1 3 - 3 ARK 神南 2 D |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 佐藤悠大 |
| (4) 所有株式数 | 2,984,000 (持株比率 8.20%) (2023 年 9 月 1 日時点) |

3. 本棄却決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本棄却決定を行った裁判所
東京高等裁判所
- (2) 本棄却決定があった年月日
2023 年 9 月 21 日

4. 本棄却決定の内容

- (1) 本件抗告をいずれも棄却する
- (2) 抗告費用は、抗告人らの負担とする

5. 今後の見通し

本棄却決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。

当社は現在、経営再建の途上にあり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。よって、本件議決権付与につきましても、当然のことながら、支配権維持を目的としたものではなく、あくまでも資金調達が最重要課題であったため、定時株主総会の前に資金調達を行っております。また、株主平等の原則からも、2023 年 9 月 13 日「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に係る払込完了に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第三者割当を引き受けた貸付債権者への議決権付与と合わせて、本件議決権付与も行うべきであると考えており、これは、会社法第 124 条第 4 項の濫用にはあたらず、事務手続きの煩雑さをいとわず、基準日以降に取得した者にも議決権を付与するべきであると考えた結果であり、議決権付与に係る会社の裁量を逸脱しておらず違法ではないと考えております。

当社は、今後も財務状態をできるだけ速やかに改善し、株主価値の維持・向上に努めてまいります。なお、改めて開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上